

山梨県認定職業訓練事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)に基づき、認定職業訓練を実施する団体等に対し、認定職業訓練事業費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- (1) 認定職業訓練 法第24条第1項の規定(法第27条の2第2項において準用する場合を含む。)に基づく認定を受けた職業訓練で、別表に定めるものをいう。
- (2) 職業訓練実施団体 認定職業訓練を実施する中小企業事業主の団体又はその連合団体をいう。
- (3) 運営費 認定職業訓練を実施する場合、その運営に要する経費をいう。
- (4) 施設及び設備費 認定職業訓練を行うための教室、実習場等の施設(以下「施設」という。)又は機械等の設備(以下「設備」という。)の設置又は整備に要する経費をいう。

(交付の対象及び補助率)

第3条 運営費に係る補助金の交付の対象となる経費は、職業訓練実施団体又は中小企業事業主が行う認定職業訓練に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とし、その補助率は、3分の2以内とする。

- (1) 集合して行う学科又は実技の訓練(以下「集合訓練」という。)を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金及び手当に要する経費
- (2) 集合訓練を行う場合に必要な建物の借り上げ及び維持に要する経費並びに機械器具等の購入等に要する経費
- (3) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費
- (4) 集合訓練を行う場合に必要な教科書その他教材に要する経費
- (5) 集合訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費、その他知事が必要かつ相当と認める経費

2 施設及び設備費に係る補助金の交付の対象となる経費は、職業訓練実施団体又は市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が施設及び設備費に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とし、その補助率は、3分の2以内とする。

- (1) 職業訓練実施団体のうち、法第四章の規定に基づき設立された職業訓練法人にあっては、施設又は設備の設置又は整備に要する経費
- (2) 職業訓練法人以外の職業訓練実施団体にあっては、設備の設置又は整備に要する経費
- (3) 市町村にあっては、施設又は当該施設に付属する設備の設置又は整備に要する経費

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする職業訓練実施団体、中小企業事業主又は市町村(以下「補助事業者」という。)は、認定職業訓練事業費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に当該補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)に係る収支予算書を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更承認等)

第5条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、認定職業訓練事業費補助金補助事業変更承認及び変更交付申請書(第2号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助事業に要する経費を増加するとき(補助金の額の変更を求めようとしない場合は除く。)

(3) 補助事業に要する経費を減少するとき(補助事業に要する経費の10分の2以内の減少であって、補助金の額に変更を生じない場合を除く。)

(4) 運営費に係る補助事業について、長期間の訓練課程にあつては訓練科ごとの訓練生数を、短期間の訓練課程にあつては補助対象人員の総数の10分の2を越えて減少しようとするとき又は補助事業に要する経費を訓練課程間で流用するとき(それぞれの補助金の額に変更を生じない場合を除く。)

(5) 施設及び設備費に係る補助事業について、設備の設置場所、名称、著しい機能の変化を伴う規模・構造の変化及び設備の規格を変更しようとするとき又は施設及び設備の用途を変更しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の全部若しくは一部の遂行が困難になったときは、速やかにその旨を届け出てその指示を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、認定職業訓練事業費補助金補助事業実施状況報告書(第3号様式。以下「状況報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、知事が必要と認めた場合、概算払いをすることができる。

- 2 概算払いを受けようとする補助事業者は、概算払い請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の全部の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、認定職業訓練事業費補助金補助事業実績報告書(第5号様式。以下「実績報告書」という。)に補助事業に係る収支決算書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、認定職業訓練事業費補助金補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第6号様式)により速やかに、知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、県に返還しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(施設等の用途)

第10条 市町村である補助事業者は、法第24条第1項の規定(法第27条の2第2項において準用する場合を含む。)により認定を受けた中小企業事業主の団体その他中小企業事業主等が職業訓練を行うに際し、施設及び設備を利用させるものとする。

- 2 市町村である補助事業者は、前項に規定する業務の利用に支障のない範囲内で、職業訓練に関し必要な業務に施設及び設備を利用させることができる。

(財産の処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した建物及び補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については知事が補助金交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、別に定める財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の提出期限)

第12条 申請書、状況報告書及び実績報告書の提出期限は、県の会計年度ごとに知事が定める。

(書類の提出部数)

第13条 申請書、状況報告書及び実績報告書の提出部数は、それぞれ正本1通、副本1通とする。

(書類の備付け)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするため必要な書類を整備し、補助事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

1 この要綱は、令和元年7月22日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

別表(第2条関係)

職業訓練の種類	長期間の訓練課程	短期間の訓練課程
普通職業訓練	普通課程	短期課程
高度職業訓練	専門課程	専門短期課程